

西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、市が予算の範囲内において西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽等 し尿のみを処理する浄化槽又はくみ取便槽をいう。
- (3) 補助対象浄化槽 し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理する浄化槽（合併処理浄化槽）であって、次に定める条件を全て満たすものをいう。
 - ア 浄化槽法4条第2項の規定による構造基準に適合すること。
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上の機能を有すること。
 - ウ 放流水のBOD濃度20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること。
 - エ 放流水の総窒素濃度20mg/ℓ（日間平均値）以下又は放流水の総磷濃度1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること。
 - オ 全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている環境配慮型の浄化槽であること。
- (4) 転換 主に居住の用に供する建築物（以下「住宅等」という。）に使用していた既存の単独処理浄化槽等から補助対象浄化槽へ転換することをいう。
- (5) 配管 補助対象浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）並びにます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を配管することをいう。
- (6) 撤去 補助対象浄化槽を設置する目的のために、既存の単独処理浄化槽等を廃止し、撤去することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、転換のために補助対象浄化槽を設置するものとする。

なお、補助対象浄化槽の設置に合わせて実施する場合に限り、次の各号の事業について補助対象に含めることができるものとする。

(1) 配管（補助対象浄化槽を設置する住宅等の増改築を伴わない場合に限る。）

(2) 撤去

（補助対象区域）

第4条 補助対象区域は、市内全域とする。ただし、次に掲げる区域は補助対象区域としない。

(1) 下水道全体計画区域のうち、おおむね10年以内に供用開始する区域

(2) 西尾市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例（昭和63年条例第20号）第2条に該当する区域

(3) その他市長が特に定めた区域

（補助対象者）

第5条 補助対象者は、補助対象浄化槽を設置する者で、単独処理浄化槽等が設置されている住宅等の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、住宅等の所在地に住民基本台帳に記録されていない理由が、やむを得ないものとして市長が認めるものはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者

(3) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者

(4) 市税の滞納がある者

(5) 販売及び賃貸を目的とした住宅等に対して転換を行う者

（補助額）

第6条 転換に要する補助額は、事業の区分及び補助対象浄化槽の人数に応じた別表各号に定める額を上限とし、補助事業に要する費用が別表各号に定める補助額を下回る場合はその額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号、以下「交付申請書」という。)に西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の交付を決定したときは、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたときは西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更又は取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定の補助事業の内容を変更しようとする場合(以下「変更」という。)は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し交付決定の取下げをしようとする場合(以下「取下げ」という。)は、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。

(変更又は取下げの決定及び通知)

第10条 市長は、変更申請又は取下申請を受け、その内容を審査し適当と認めた場合は、変更又は取下げの承認を行うものとする。

2 前項の変更の承認をしたときは、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付変更承認書(様式第6号)を、取下げの承認をしたときは、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請取下承認書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第11条 補助事業者が、死亡した場合において、補助事業者の承継人(相続人に限る。)が交付決定の内容で、補助金の交付を受ける意思を有するときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 地位を承継しようとする者(以下「地位承継申請者」という。)は、西尾市

浄化槽転換設置整備事業補助金地位承継承認申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金地位承継承認書（様式第9号）により、地位承継申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、転換が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金実績報告書（様式第10号）に事務取扱要領に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受け、書類の審査及び現地調査をし、適当と認めたときは、西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（浄化槽の設置及び管理等）

第13条 浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助対象浄化槽が正常に稼働するように、浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）を遵守し、適正な維持管理に努めなければならない。

- 3 市長は、補助金交付後においても、必要に応じて補助対象浄化槽の設置及び管理の状況を調査することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分	設置	配管	撤去
5人槽	360,000円	300,000円	単独処理浄化槽 120,000円
7人槽	462,000円		くみ取便槽 90,000円
10人槽以上	585,000円		